原判決を破棄する。

被告人を懲役4年に処する。

原審における未決勾留日数中160日を上記の刑に算入する。

当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

理

1 検察官の控訴の趣意は、検察官榊原一夫作成の控訴趣意書に、これに対する答弁は、弁護人東島浩幸提出の答弁書に各記載のとおりであるから、これらを引用す る。

2 検察官主張の論旨は,要するに,原判決は,平成13年4月12日付け起訴状 公訴事実の強盗致傷の訴因に対して、原判示第2、第3の窃盗及び傷害の事実を認 定し、「事実認定の補足説明」の項において、被告人が、A(以下、2においては 「被害者」という。)に対し加えた暴行の態様として、被害者の乗った自転車の前荷かごに入ったバッグの肩紐を引っ張り、それにより被害者の自転車が倒れた後、 なお、バッグの肩紐を掴んで引っ張り、その後、被害者がしゃがみ込んだときに、中腰の姿勢で、被害者の顔の左目近くのこめかみの辺りを右手の拳骨で続けて横から2回殴ったことを認定しながら、原判示のような状況下で被害者に加えたその暴 行が、強盗の要件である被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものではないとし て、窃盗と傷害の事実を認定しているが、被告人の前記暴行は、公訴事実記載のと おり、被害者の反抗を抑圧したもので、強盗致傷罪にあたるから、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある、というのである。

そこで検討するに、当裁判所は、被害者に対する本件暴行は、その反抗を抑圧するに足りるものであり、本件は強盗致傷罪に該当すると判断したので、以下説明す

る。

原判決挙示の関係証拠及び当審の事実取調べの結果によれば、本件の経緯は、 (1)概ね原判決「事実認定の補足説明」の項の3記載のとおりであるほか、以下の事実 が認められる。

① 被告人は、平成13年3月8日から牛乳販売店に勤めたものの、3か月間は 固定給のみ支払われることになっていたため、返済日の迫ったサラ金への支払に困り、引ったくりをすることを決意した。

② 神生人は、平式12年2月までアカミーグ、だりむまに乗って、大場され

② 被告人は、平成13年2月末ころから、盗んだ自転車に乗って、女性を狙って引ったくりをするようになったが、本件までにこの種犯行を約6回したことがあ る旨自認しており、その中で、自転車の前かごから相手のバッグなどを引ったくろ うとしたとき, 相手の女の人が自転車ごと倒れたことも経験していた。

- ③ そして、本件当日(3月21日)午後8時前に仕事を終え、自動車で佐賀市 に行き、犯行に使用する自転車を盗んだ上、それに乗って、引ったくりし易い女性を物色していたところ、前かごにバッグを入れて自転車に乗った被害者を見つけ、 午後9時15分ころ、同女が国道から暗い脇道に入ったので、自転車の前かごに入ったバッグを引ったくることにした。本件現場の状況について、被告人は、辺りに 人がいなかったし,暗かった,被害者の顔の輪郭が分かる程度の明るさだったと供 述している。
- ④ 被告人は、被害者の背後から、被害者の自転車を左側から追い抜きざま、被 害者の自転車の荷かごに入っていたショルダーバッグ(以下単に「バッグ」とい う。)の肩紐を掴んでひったくって奪おうとしたのであるが、被害者は、盗難防止 のため、バッグの肩紐を同人の自転車のハンドルにかけていたため、その肩紐を強 く引っ張った力で被害者の自転車が左に倒れかかり、被告人の自転車と一緒に転倒 した。
- その後、被告人と被害者は立ち上がり、互いにバッグの肩紐を握って引っ張 り合う状態になった。その後間もなく、被害者は、フェンスを背にして寄りかかる 状態で路上に尻餅をついた。被害者は、バッグを自分の方に引っ張った勢いと、被告人が被害者を押した力とで、そのようになった旨述べる。しかし、被告人が、被害者の体に手を掛けて「押した」という意味であるとすると、疑問の余地がある(Aの当審証言ではそこまでは述べていない。)。むしろ、二人がバッグの肩紐を引っ張り合っている際、被告人がその力を急に緩めたため、被害者が倒れたと考え

る方が合理的であるように思われる。

⑥ 被告人は、借金などで困っており、どうしてもお金が欲しかったので、被害 者がなおバッグを離さなかったため、被害者を殴ってでもそれを奪い取ろうと考え、中腰の姿勢で、いきなり、被害者の顔面の左目近くのこめかみ付近を、右手拳 骨で2回続けて殴った。被害者は、殴られた後も、バッグの肩紐を手に握っていたが、被告人がバッグの中に手を入れて、財布を奪った際、被害者はこれに抵抗しなかった。この点、被告人は、バッグの中は全然まさずのたりしていない、財布がつた。この点、被告人は、バッグの中は全然まさずからは、正面からかってきた。当該バッグは、正面からの中を探られたと述べていることと食い自体があり、肩紐はひいが見がいる。上方に付られている。上方に取り出し口があり、同じ革製の簡単ルグルの上方に付られているが、取り出し工会体を覆うものではない。このようながあり、取り出したを覆うものではない。このはいと考えられる。被害者は、がであると、対した事実はないと対していと考えられる。対方の中身が容易に落下しないと考えられる。対方の中身が容易に落下しないと考えられる。対方の中身が容易に落ちばいる。対方の中身が容易にないと考えられる。対方の中身が容易にないと考えられる。対方の中身が容易にないと考えられる。対方の中身が容易にないと考えられる。対方の中身が容易にないと考えられる。対方の中身が容易にないと考えられたとき、対方の中解は信用できない。

⑦ 被害者は、被告人から顔面を殴られたとき、「目から火が出るような痛み」を感じ、2回続けて殴られたので、これ以上抵抗すると、今度は蹴られるんじゃないか、もっとひどくたたかれるんじゃないかとか、そういう気がしたので、非常に怖くなって、抵抗する気力がちょっとなえた旨供述している。本件直後、被害者の左眼窩部に皮下出血があり、本件当日と3月24日の2回病院に通院して治療を受け、顔面打撲症により1週間の加療を要すると診断された。被害者は、事件の翌日、目の縁が青黒くなっており、仕事を休みたかったが、業者との約束があったため出勤した、腫れは4、5日続き、痛みは、被害の日から約1週間あった、また、皮の地位とは、大機が関するまで2週間というが変になる。

⑧ 被告人は、本件当時、身長約170センチ、体重約52キロ、26歳の男性であり、被害者は、身長約150センチ、体重約45キロ、35歳の女性である。(2)以上の諸事実、特に、(ア)本件の犯行時刻は夜分であり、犯行場所が暗く、人通りがなかったこと、(イ)被害者は女性であり、被告人と被害者には前記(1)®のように体格の差があること、(ウ)被告人は、自転車に乗った被害者の背後から、いきなり自転車で接近し、バッグの肩紐を引っ張ったと、その紐が被害者の自転生なり、被害者とバッグの肩紐を引っ張り合っている時に、被告人が急に引っ張る力・表し、被害者とバッグの肩紐を引っ張り合っている時に、被告人が急に引っ張る力・数とりにくが、対策になったと考えられること、(オ)被告者をひるませ、その隙にバッグの肩紐を離さなかったことから、殴ってでも金品を奪取しようと考え、被告人の肩紐を離さなかったことから、殴ってでも金品を奪取しようと考え、被告人の行為は、対策を終した。と、被告人の被害者に対する上記((ウ)ないし(オ))一連の暴行は、被害者の反抗を抑圧するに足りるものと認められるから、被告人の行為は、強盗致傷罪に該当すると認定できる。

(3)ア これに対し、原判決は、まず、被告人が被害者の顔面を拳骨で殴った行為 (以下「殴打行為」という。)について、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行があったといえるか疑問であり、被告人の殴打行為が被害者の抵抗能力や意欲に大きな影響を与えたとはいえないとする。

しかし、被告人の被害者に対する暴行は、前記のとおり、殴打行為を含む一連の有形力の行使をもって理解すべきであり、殴打行為のみを切り離して評価するのは相当ではない。また、殴打行為自体決して軽微なものといえず、被害者に恐怖感を与えており(前記(1)の⑦)、現に殴打行為の後は、被害者は、被告人がバッグの中に手を入れて物色する行為を防ぐことができなかった。そうすると、被告人の殴打行為は、いかに気丈であっても女性である被害者にとっては軽視しがたい心理的影響力があり、結局一連の暴行により被害者の反抗を抑圧するに至ったと考えられる。

イ また、原判決は、被告人は、かなり痩せており、外見上、弱々しく見えると説示するが、被害者の立場からすれば、人通りのない、暗い脇道で、背後からいきなり襲われて自転車を引き倒され、前記一連の暴行を加えられたもので、被害者よりも約20センチほど身長の高い男性から暴行を加えられたとの印象を持つのがむしろ自然であり、客観的にも前記一連の暴行を加える能力があったもので、被害者に弱々しい印象を与えたとは認められない。

ウ さらに、原判決は、本件犯行の時刻及び場所からみて、助けを求めれば誰かが応じてくれる可能性があったから、強盗にはならないかのように説示している。 しかし、逆に言えば、被害者が、被告人から襲われ、財布を奪われて逃走するまでは、救助する者が駆け付けた事実はなかったのである。

エ また,原判決は,①凶器を使用していないこと,②被害者の身体に対する直接の有形力行使が前記殴打行為に尽きること,③犯行に要した時間が短時間であること,④被害者に対し,脅迫的な言辞を述べていないことなどから,被告人の被害者に対する暴行は,反抗を抑圧するに足るものではなかった旨説示しているが,①③④は,それ自体が強盗不成立の決定的な要素であるとはいえず,②については,被告人の被害者に対する一連の暴行の止めとして殴打行為をしたこと,暴行全体の被害者に与えた影響力を正しく評価していないというべきである。

(4) そうすると、原判決が、被告人の被害者に対する行為を強盗致傷ではなく、窃盗及び傷害に該当すると認定した点は、事実を誤認したものであり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。原判決は破棄を免れない。論旨は理由がある。3 よって、原審は、原判示第2の傷害罪及び同第3の窃盗罪は、同第1の窃盗罪と刑法45条前段の併合罪の関係にあるものとして1個の刑をもって処断しているから、刑訴法397条1項、382条により原判決の全部についてこれを破棄し、同法400条ただし書に従いさらに判決する。

(罪となるべき事実)

第1は、原判示第1事実を引用する。

第2,被告人は、平成13年3月21日午後9時15分ころ、自転車で帰宅途中のA(当時35歳)を認め、同女の自転車前かごに入れたショルダーバッグを引ったくろうと企て、佐賀市a町b番c号先路上において、同女の自転車を追い越しまに、前記ショルダーバッグを引っ張り奪取しようとしたが、同バッグの紐が同自転車ハンドルにかけられていたため、同女を自転車もろとも路上に転倒させ、立ち上がった同女と同バッグの紐の引っ張り合いとなった後再度同女を転倒させ、さらに同女の左顔面を右手拳で2回殴打するなどの暴行を加えて同女の反抗を抑圧し、よって、同女から同女所有の現金1万2000円ほか3点在中の財布1個(時価約5000円相当)を強取し、その際、前記暴行により、同女に加療約1週間を要する顔面打撲症の傷害を負わせたものである。

(証拠の標目)(省略)

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為は、刑法235条に、判示第2の所為は同法240条前段に該当するところ、判示第2の所定刑中有期懲役刑を選択し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により、重い判示第2の罪の刑に同法14条の制限内で法定の加重をし、なお犯情を考慮し、同法66条、71条、68条3号を適用して酌量減軽した刑期の範囲内で、後述する情状を考慮して、被告人を懲役4年に処し、同法21条を適用して原審における未決勾留日数中160日をその刑に算入し、刑事訴訟法181条1項本文により、当審における訴訟費用は全部被告人に負担させることとする。

(量刑の事情)

うな諸点を考慮すると、被告人の犯情は良いものではなく、被告人の刑事責任は重 いというべきである。

他方、被告人は、判示第2事実において、初めから強盗を企図していたものとは認められないこと、判示第1の被害者との間で示談が成立し、同人は、被告人を宥恕する旨表明していること、判示第2の被害品については、犯行直後逮捕されたことから、被害者に返還されていること、同被害者に負わせた傷害の程度は、幸い重傷ではないこと、被告人にはこれまで前科がないこと、両親が今後の被告人の監督を約束していることなど、被告人のために酌むべき事情も認められるので、これらの事情を総合考慮すると、酌量減軽したうえ、被告人を懲役4年に処するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

平成14年9月11日 福岡高等裁判所第一刑事部

裁判長裁判官 虎 井 寧 夫

裁判官 鈴 木 浩 美

裁判官 向 野 剛